

令和4年度八王子市農業委員会第8回総会会議録

- 1 開催年月日 令和4年11月18日 金曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後1時58分 から 午後2時58分 まで
- 4 出席委員 (21名)

農業委員会委員

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 田中政博 | 2番 米津元一 |
| 3番 菱山史郎 | 4番 中西伸夫 |
| 5番 美濃部弥生 | 6番 澤井博 |
| 7番 小林裕恵 | 8番 熊澤治彦 |
| 10番 馬場貴大 | 11番 峰尾幸代 |
| 12番 菱山まり子 | 13番 坂本真一 |
| 14番 有竹満次 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|----------|----------|
| 15番 門倉豊 | 16番 井上正芳 |
| 17番 内田寛 | 18番 内田清文 |
| 19番 和田一彦 | 20番 大塚隆廣 |
| 21番 町田裕通 | 22番 田中道夫 |

- 5 欠席委員 (1名)

9番 原島元義

- 6 事務局職員出席者

事務局長	大津仁利	課長	須藤文夫
主査	福島絵美	主査	篠原勝久
主任	萩原健太	主任	原清貴

令和4年度(2022年度)

八王子市農業委員会 第8回総会 議題

(令和4年11月18日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第4 非農地証明の願出について
- 第5 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第6 農地の権利移動許可について
- 第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第8 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第9 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第10 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第11 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について
- 第12 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第13 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第14 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第15 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

【報告案件】

- 第16 農地の権利取得の届出について
- 第17 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《午後 1 時 58 分開会》

議 長

定刻前ですが、みなさまお揃いですので、これから総会を開始したいと思います。ただいまから、令和 4 年度八王子市農業委員会第 8 回総会を開会します。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、室内の換気等に配慮しておりますが、併せて総会の円滑な進行につきましても、みなさまのご協力をお願いいたします。

本日、欠席通告のあった委員を報告します。第 9 番原島元義委員です。農業委員定数 14 名のうち、過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は有効に成立しております。

なお、農業委員会等に関する法律第 30 条第 1 項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思っております。

また、お手数ですが、発言される際は、挙手し議席番号とお名前をお伝えください。

第 1 及び第 2 については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第 1 「市街化区域内農地の権利を伴わない転用の届出について」 10 月 1 日から 10 月 31 日までの届出分（5 件） 第 2 「市街化区域内農地の権利を伴う転用の届出について」 10 月 1 日から 10 月 31 日までの届出分（26 件）

議 長

報告は終わりました。第 1・第 2 について質問はございませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第 3 「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 3 「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。 （2 件）
--

議 長 報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第4「非農地証明の願出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「非農地証明の願出について」を説明。
所有者について、上川町在住の1名。
願出地は上川町にある3筆、505 m²。登記地目は「畑」。現況は「住宅敷地」、現況となった時期は「平成14年1月ころ」。

議 長 報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。
願出地が農業経営を引き続き行っていること（8件）
願出地が認定都市農地貸付け等を引き続き行っていること（2件）

議 長 報告は終わりました。第5についてご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第6「農地の権利移動許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「農地の権利移動許可について」
譲受人は元八王子町二丁目に所在。申請地は下恩方町の市街化調整区域の2筆。登記地目、現況地目は「畑」。面積は503 m²。

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員願います。

推進委員

それでは、ご報告いたします。11月7日、事務局とともに、申請地にて、譲受人である法人の理事長、法人が運営する福祉事業所の職員から聞き取りを行いました。福祉事業所は、平成21年に障害福祉サービス事業所として開設され、身体や精神に障がいがあり、日常生活を送るのが困難な人たちの自立支援等を行っています。この自立支援の一環として植え付け、草刈り、収穫作業などを行い、収穫物は施設内の給食として活用する予定です。土に触れて作物を育てる農作業の過程が利用者の充実感や健康作りに繋がります。作業人数は最大で3名、作業は週に3日、1日当たり2時間程度行うとのことです。当該地では現在、ヤツガシラ、ピーマン、シシトウ、ハクサイ、ネギ等が作付けされ、きれいに管理されていました。施設の開設から現在に至るまで、理事長の知り合いである当該地の所有者からの依頼で農作業を手伝ってききましたが、当事者間で話し合いをした結果、今回、法人が譲り受けることになったそうです。理事長は、農家に生まれ、幼少期より農作業を手伝ってきており、農業技術や知識を身に付けてきました。今後は、理事長が中心となり、福祉事業所の職員3名と一緒に農作業の実務を担っていくそうです。今回のように、社会福祉事業の一環として農地を取得し、就労支援等につなげる取り組みも農福連携を進める上で重要だと思っておりますので、今後も見守っていきたいと思っております。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので進行します。お諮りします。第6については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することに決定しました。第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利

用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。

貸し手について、住所は八王子市下恩方町、利用権を設定する土地は上恩方町の2筆、498㎡。利用権の種類は、賃借権。存続期間は10年間。

貸し手について、住所は神奈川県相模原市南区古淵五丁目、利用権を設定する土地は上恩方町の2筆、918㎡。利用権の種類は、使用貸借による権利。存続期間は10年間。

借り手について、所在は八王子市上恩方町。

農業専従者は1人。農作業従事日数は年間180日。経営作目は露地野菜・果樹。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員

それでは、ご報告いたします。11月7日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借り受け人の法人の代表社員から今後の作付計画などを伺いました。当該地は4筆あり、これまで借り受けてきた農地に近接しており、効率的な農作業が期待でき、経営規模を拡大するのに適していると思います。上恩方町の2筆は傾斜がなく、草刈り、耕うん状態でした。その他の2筆は令和元年東日本台風の影響で被災し、市の災害復旧事業が適用された土地です。南向きに緩やかな傾斜があり、日当たりはいいですが、現在は雑草が繁茂していました。貸借の成立後は、知人の協力を得ながら、まず、草刈りをし、トラクターなどを使用して、植え付けに適した土壌に改良し、緑肥を播種する予定です。その後は、土の状態を見ながら2筆ではニンジンを作付けし、その他の2筆ではブドウを植え付けしていくとのことでした。収穫物は、関連会社が運営している工場へ納品し加工販

売するとのこと。代表社員はこれまでも恩方地区で農地を借り受けており、今後も経営規模の拡大を検討されています。農業経営が軌道に乗ることで地域の活性化も期待できるため、大変心強く思っています。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので進行します。お諮りします。第7については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することとしました。第8「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。

貸し手について、住所は八王子市上川町、利用権を設定する土地は上川町の1筆、885㎡。利用権の種類は、賃借権。存続期間は5年間。

借り手について、所在は八王子市川口町。

農業専従者は3人。農作業従事日数は年間270日。経営作目は露地野菜。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員 それでは、ご報告いたします。10月28日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、法人の代表から、今後の作付計画を伺いました。法人は平成29年2月に新規就農した後、平成31年3月に認定農業者の認定を受けています。平成29年2月の新規就農後から現在までに8,000㎡以上の農地を利用権設定により借受けている実績があります。今回、利用権を設定する土地ですが、10月3

日の総会で審議した農地の南東に位置しており経営規模拡大に適していることから、農地所有者と話し合いをした結果、借りられることになったそうです。当該地は、草刈りと耕うんがされており全体的にきれいに管理されていました。今後は、宗兵衛裸麦やエダマメを作付けしていく予定で、収穫物は、スーパーへ出荷したり、法人の代表が経営するレストラン等で利用していくとのこと。法人は、農地の借り受けについて、これまでも十分な実績がありますので、今回の貸借も問題はないと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので進行します。お諮りします。第8については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することとしました。第9「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。

貸し手について、住所は八王子市高月町、利用権を設定する土地は高月町の6筆、1,570㎡。利用権の種類は、賃借権。存続期間は1年間。

借り手について、所在は八王子市上野町。

農業専従者は1人。農作業従事日数は年間240日。経営作目は野菜・マコモ。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員

それでは、ご報告いたします。11月1日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、法人の農場長から、今後の作

付計画等を伺いました。福祉作業所を運営する法人で、平成 30 年 7 月に新規就農者になり、障害者の就労や障害のある子どもたちへの農作業体験に力を入れています。農場長を中心に、スタッフの方々がしっかりと畑の栽培管理を行っており、ボランティア数名の協力もあるため、現地ではきれいに野菜が作付けされていました。収穫した野菜はイーアス高尾や市内の飲食店に出荷するほか、運営している福祉施設の給食用の食材として活用しているそうです。また、施設利用者の保護者向けにも販売しているとのこと。当該地は、平成 31 年 1 月から貸借を開始し、1 年間の貸借期間の満了に伴い、毎年ごとに更新の手続きを行っています。法人は、高齢化等により農業者が減少しつつある高月地区で、他の農業者と連携して熱心に農業に取り組まれています。今後も、農地の集約化を通じて、農業者へ良好な農地を提供できるように、引き続き取り組んでいきたいと思えます。報告は以上です。

議 長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので進行します。お諮りします。第 9 については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することとしました。第 10

「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第10「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。

貸し手について、住所は八王子市中野上町二丁目、利用権を設定する土地は上川町の4筆、619㎡。利用権の種類は、賃借権。存続期間は5年間。

借り手について、八王子市四谷町在住。

農業専従者は1人。農作業従事日数は年間260日。経営作目は露地野菜。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員

それではご報告いたします。11月7日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施するとともに、借受人から今後の営農計画等をうかがいました。借受人は、平成27年9月1日に新規就農し、「農業経営基盤強化促進法」に基づき農地を借り受け、多品目の露地野菜や果樹を栽培しています。今回の対象地ですが、既に利用権設定をして6年間耕作を続けている農地になります。ここで、貸借期間が満了を迎えるため、農地の所有者と話し合いをした結果、今までと同様の条件で引き続き5年間借りられることになったそうです。当該地では、伏見甘長、ケール、ノラボウ、シュンギク、モロヘイヤ等の多品目の野菜が作付けされていました。また、耕うん状態の部分には今後、川口エンドウを作付けする予定があるとのこと。当該地は、東側に山林があるため、日当たりが不良な部分がありますが、場所ごとに適した作物や果樹を栽培しており、全体的にきれいに管理されていました。収穫物は、レストランなどの飲食店に出荷するほか、個人販売を行っているそうです。借受人は、新規就農して以来、熱心に農業経営を続けており、地域で開催するマルシェ等のイベントの中心人物としても活躍しているため、今後も頑張っていきたいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第10については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することとしました。第11「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第11「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」を説明。

貸し手について、住所は八王子市元八王子町三丁目、設定する土地は八王子市元八王子町三丁目の1筆、計1,295㎡。権利の種類は「使用貸借による権利」、期間は5年間。

借り手について、八王子市打越町在住。農作業従事日数は年間310日。耕作の事業内容について、主に本人が経営する直売所で販売し、加工品としての販売も予定している。主に露地野菜を栽培。農業従事者は2名、臨時雇用が7名。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員 それでは、ご報告いたします。11月2日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。現地で、借受人から、今後の営農計画をうかがいました。借受人は認定農業者で妻と共に、農業経営を行っています。今回、借受人は、八王子市の農地バンク制度を利用され、希望の条件を満たす農地と出会い、所有者との顔合わせを経て、貸借の合意が成立したとのこと。当該地の貸借の開始後は、ナス、ズッキーニ、レタス類等を作付けし、畑の状態を見極めながら、ハーブ類も作付けしていきたいとのこと。収穫物は今年7月に夫妻でオ

オープンした直売所兼加工所に出荷し、野菜の直売や加工品として販売していくとのことでした。借受人は家族で農業経営をしており、知識や経験も豊富であるため、今回の貸借関係を成立させることに問題はないと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第11については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することとしました。第12「生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第12「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を説明。買取申出生産緑地は八王子市堀之内二丁目の「畑」、2筆1,798.19㎡。買取申出事由の生じた者について、住所は八王子市堀之内二丁目、申出者との続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和4年2月11日」、年齢は「87歳」、年間従事日数は「365日」。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いいたします。

農業委員 それではご報告いたします。10月27日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話を伺いました。願出者の父は農家に生まれ、子どもの頃から農業に携わり始め、畑では、ハクサイ、サトイモ、インゲン、ナス等の露地野菜を栽培してきました。収穫物は自家消費のほか、近所の方々に配っていました。願出者の父は、毎日のように畑に出て、家族と共に農地の維持管理を行ってきましたが、令和4年2月11日に87歳で亡くなりました。今回の調査において、お元

気だった頃は、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。あと、先程、農作業従事日数が365日と聞いて驚かれた方がいらしたかもしれませんが、願出者の父は、自宅前にある畑で毎日農作業をしていました。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第12については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第13「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」と第14「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」は関連する議題ですので、一括して審議します。事務局より説明願います。

事務局

第13・14「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を説明。被相続人について、住所は八王子市堀之内二丁目、耕作面積は2,743.19㎡。相続開始年月日は令和4年2月11日。
相続人について、住所は2名とも八王子市堀之内、年齢は65歳と59歳、被相続人との続柄は2名とも「子」。適用を受けようとする農地は八王子市堀之内二丁目にある1筆、880㎡。相続開始前の農耕従事実績は2名とも有り、農業経営の開始年月日は平成30年4月1日と平成14年4月1日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いいたします。

農業委員

審議案件13・14につきましては、一つの農地をお二人で相続し、持分に応じて納税猶予を受けるとのことですので、一括して報告いたします。10月27日、事務局と現地を確認するとともに、被相続人の娘さんとお婿さんからお話を伺いました。今回、納税猶予の適用を受けようとする、堀之内二丁目の1筆は、生産緑地指定を受けている農地

です。当該地ではサトイモ、ナス、ダイコン、ネギ、ニンジン等が栽培されていました。収穫物は、自家消費のほか、近所の方々に配っているとのこと。願出者の家は代々農業を営んできました。願出者のうちの一人は公務員でしたが、退職を機に平成 30 年から、農業に従事し始めました。また、もう一人は、子供の頃から父の農作業を手伝っていましたが、平成 14 年から本格的に農業に従事し始めました。お二人とも父と叔父と一緒に農作業を行いながら農業技術と農業知識を習得しており、今後は、叔父の手助けを受けながらご夫婦で農業経営を続けていくとのこと。農業技術や農業知識に関して問題はありませんので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第 13 と第 14 について、証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明すること決定しました。第 15 「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 15 「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を説明。被相続人について、住所は八王子市丹木町一丁目、耕作面積は 6,219.70 m²。相続開始年月日は令和 4 年 2 月 1 日。相続人について、住所は八王子市丹木町一丁目、年齢は 66 歳、被相続人との続柄は「子」。適用を受けようとする農地は八王子市丹木町一丁目にある 10 筆、4,683 m²。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は平成 18 年 1 月 1 日。

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員 それではご報告いたします。11月1日、事務局と現地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。今回、納税猶予の適用を受けようとする、丹木町一丁目の10筆は、生産緑地指定を受けている農地です。当該地ではダイコン、サツマイモ、オクラ、サトイモ、シュンギク、クウシンサイ等の露地野菜やコスモス、ケイトウ等の花きが栽培され、ブルーベリー、クリ、ウメ等の果樹が植樹されていきました。また、作付けがない部分は耕うん状態でありました。収穫物は、道の駅八王子滝山に出荷しています。願出者の家は代々農業を営んできました。願出者は農家の家庭ということもあり学生時代から農業を手伝っていました。学生卒業後は会社員として働いていましたが、平成18年に会社を退職したことを機に本格的に農業に従事してきました。今後も、農業経営を家族で続けていくとのことですので。母と一緒に農作業を行いながら農業技術と農業知識を習得していますので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいと思います。報告は以上です。

議 長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので、進行します。お諮りします。第15については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第16「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第16「農地の権利取得の届出について」を報告。（5件）

議 長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認めます。第 17「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 17「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。
「納税猶予の税額の免除が確定したことの通知」（1件）
「特例農地等として申告されたもののうち、特例農地等に該当しないものがあることの通知」（1件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名します。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第5番 美濃部 弥生 委員

第6番 澤井 博 委員

を指名します。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和 4 年度八王子市農業委員会第 8 回総会を閉会いたします。

≪午後 2 時 58 分閉会≫